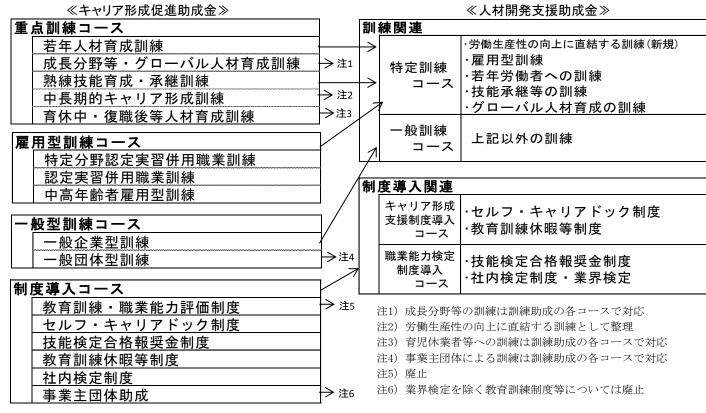
2 平成29年度からの主な変更点

■ 助成メニューの整理統合(特定訓練コース・一般訓練コース・キャリア形成支援制度導入コース・職業能力検定制度導入コースに再編及び一部助成メニューの廃止) (以下図、参照)



- 名称をキャリア形成促進助成金から人材開発支援助成金へ変更。
- 労働生産性が向上している企業については、助成率・助成額を引き上げる。 (P.5参照)
- ■「成長分野等・グローバル人材育成訓練」のうち「成長分野等」の訓練を見直し。 特定訓練コースについて、助成対象時間の要件を20時間以上から10時間以上に緩和 するとともに、支給限度額を1,000万円とする。
- 制度導入コースについて、大企業への助成及び「教育訓練・職業能力評価制度導入助成」を廃止し、キャリア形成支援制度導入コース及び職業能力検定制度導入コースの2つのコースに再編。
- 事業主団体等が実施する訓練について、特定訓練コースまたは一般訓練コースの要件を満たす全ての訓練を助成対象とする。

また、「事業主団体助成制度導入助成」のうち「教育訓練・職業能力評価制度の作成」及び「教育訓練プログラムの開発」に対する助成については、平成28年度限りで廃止。

■ 東日本大震災に伴う特例措置について、平成30年3月31日まで延長する。